### 議案第1号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

### 認定する路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	経 過 地
1073	北内町二丁目1番線	北内町二丁目2354番地 先から北内町二丁目2347 番15地先まで	市道大生院船木線から南へ北内町 二丁目2347番15地先まで
1074	新須賀町一丁目9番線	新須賀町一丁目甲374番 9地先から新須賀町一丁 目甲374番1地先まで	市道泉宮新須賀線から北へ新須賀 町一丁目甲374番1地先まで
1075	神郷一丁目8番線	神郷一丁目甲1149番13地 先から神郷一丁目甲1149 番20地先まで	
1076	郷一丁目7番線	郷一丁目乙102番4地先 から郷一丁目乙102番6 地先まで	一般県道新居浜東港線から東へ郷 一丁目乙102番6地先まで
1077	新須賀町一丁目5番線		市道新須賀南通り線から北へ東回り に新須賀町一丁目甲272番3地先ま で

### 提案理由

道路法第8条第2項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定するため、 本案を提出する。

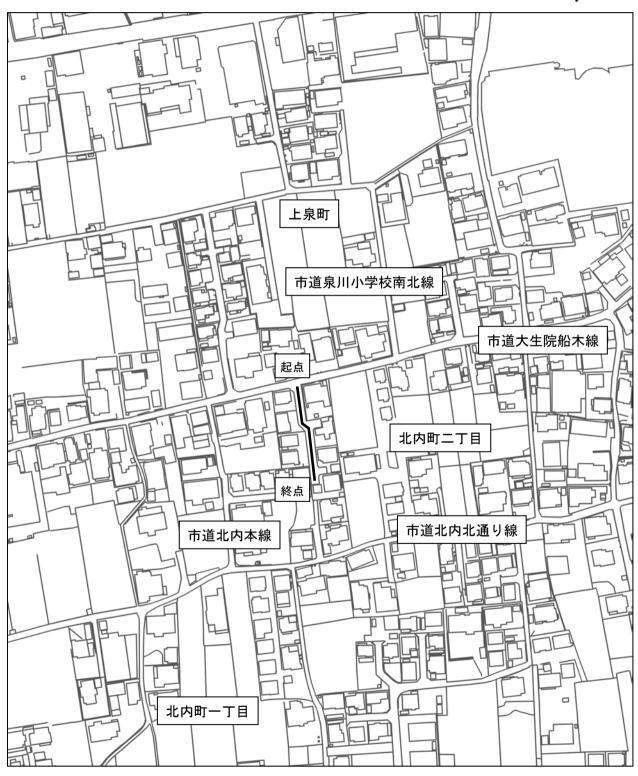
#### 道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ 当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- $3 \sim 5$  (省 略)

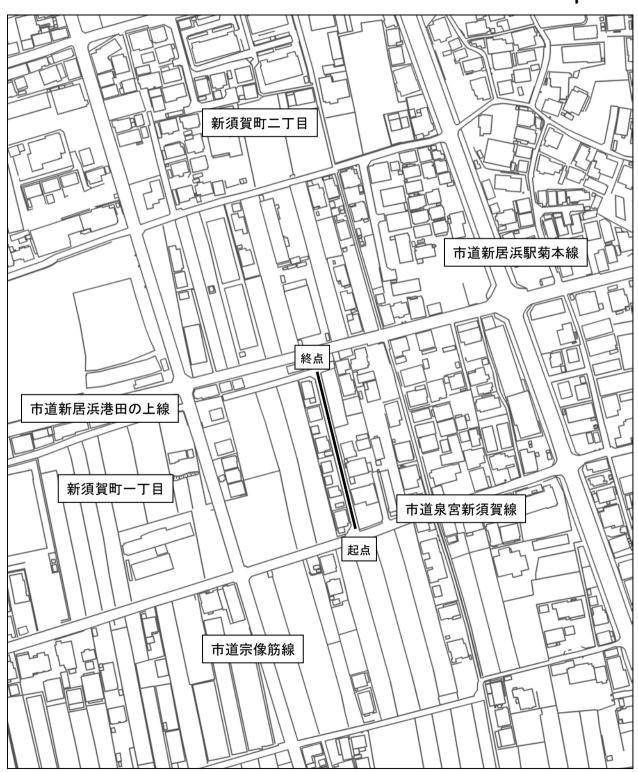
# 1073 北内町二丁目1番線





# 1074 新須賀町一丁目9番線





# 1075 神郷一丁目8番線





# 1076 郷一丁目7番線





# 1077 新須賀町一丁目5番線



